

（趣旨）

第1条 この要綱は、建設工事を共同企業体により施工する場合の対象工事の基準、構成員の数その他共同企業体の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）特定建設工事共同企業体 大規模かつ技術的難度の高い建設工事について、確実かつ円滑な施工を図ることを目的として工事ごとに結成する共同企業体をいう。
- （2）経常建設共同企業体 優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力、施工力を強化するため結成する共同企業体をいう。

（対象工事の種類及び規模）

第3条 特定建設工事共同企業体の施工対象工事は、研究開発型工事及び実験型工事を除き、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、予定価格が当該各号に定める金額以上のものとする。

- （1）土木工事及び建設工事 2億円
 - （2）設備工事 1億円
- 2 経常建設共同企業体の施工対象工事は、単体企業の場合に準ずるものとするが、技術者を適正に配置し得る規模の工事とする。
- 3 第1項第1号に定めた金額は、特に市長が定めた場合はこの限りではないものとする。
- 4 特定建設工事共同企業体により行われる工事であっても、当該工事を単独で確実かつ円滑に施工できる有資格業者があるときについては、入札に参加させることができる。

一部改正〔平成19年要綱29号〕

（構成員の数）

第4条 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。ただし、前条第1項各号に定める請負工事費を大幅に上回る大規模な工事で、かつ、多数の工種にわたる等により技術力を結集する必要がある工事を特定建設工事共同企業体により施行する場合で、円滑な共同施工の確保に支障を生じないと認められるときは、5社までとすることができる。

（構成員の組合せ及び等級格付）

第5条 共同企業体の構成員の組合せは、特定建設工事共同企業体にあつては最上位等級のみ又は最上位等級及び次順位等級に属する者によるものとするが、第3位等級に属するもので十分な施工能力を有すると判断される者がある場合には、これを構成員とすることは差し支えないものとする。経常建設共同企業体にあつては中小企業（中小企業基本法（昭和28年法律第154号）第2条の要件を満たす建設業者をいう。）のみで、かつ、同一等級又は直近の等級若しくは直近2等級の者によるものとし、等級格付は、上位等級構成員の直近上位とする。

（構成員の資格）

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号に該当する者でなければならない。

- （1）当該工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも3年以上あること。
 - （2）当該工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
 - （3）すべての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
- 2 経常建設共同企業体の構成員は、次の各号に該当する者でなければならない。
- （1）登録部門に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも3年以上あること。
 - （2）当該登録部門について、元請としての実績又は相当の実績を有すること。
 - （3）すべての構成員に当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者が原則として国家資格を有するものが存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置することができること。ただし、工事1件の請負代金の額が、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の最低規模の3倍未満であり、構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場

合においては、残りの構成員は監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に兼任で配置することで足りるものとする。

(結成方法)

第7条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

2 予備指名を行う場合において、当該予備指名を受けた者が共同企業体の結成を辞退したときは、これを理由として不利益な取扱いを行わないものとする。

3 前2項の事務取扱いについては、別途定めるものとする。

(登録)

第8条 一の企業が、登録することができる経常建設共同企業体の数は、一とし、登録の時期等は、単体企業の場合に準ずるものとする。

(出資比率)

第9条 共同企業体の構成員の最小限出資比率は、原則として次のとおりとする。

構成員数	最小限出資比率
2社の場合	30%以上
3社の場合	20%以上
4社の場合	15%以上
5社の場合	10%以上

2 前項の比率について、特に市長が定めた場合は、この限りでないものとする。

(代表者の選定)

第10条 特定建設工事共同企業体の代表者は、同一等級の者で構成されるものにあつては、最も大きな施工能力を有する者とし、等級の異なる者で構成されたものにあつては上位の等級の者とする。この場合において、代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

2 経常建設共同企業体の代表者は、構成員において決定された者とし、その出資比率は構成員において自主的に定めるものとする。

(補則)

第11条 この要綱により難い共同企業体の取扱いについては、大野城市指名業者選考委員会において決定するものとする。